

遺言のすすめ(1)

袋井公証役場 公証人 名取 治二

1. はじめに

(1) 公証役場の仕事

私人間で作成される契約書その他の文書については、その成立、内容、作成年月日などについて、後日争いが生じることが少なくありません。そこで、このような紛争を予防するためには、これら私人間の法律生活に関係する文書の作成や内容について、公の機関が関与し、公証、つまり法定の効果を伴う公権力による証明をすることにより、文書の証拠力を高め、その内容を明確にすることが極めて有効です。そして、公証行為の中心は公正証書という文書の作成にあります。

(2) 遺言の必要性の高まり

ところで、全国の公証人が作成する公正証書の約半分が遺言公正証書です。このことは、当役場も例外ではなく、また、その作成数は毎年増加の一途を辿っています。そこで、遺言のすすめについて2回に分けて説明することにしました。

まず、遺言をする人が増えている理由として、次のことが考えられます。

戦前の我が国では、戸主(長男)が単独で全遺産を相続(長子相続)する代わりに、家長として責任をもって家を守り親族の面倒をみる建前となっていましたから、相続争いも少なく、したがって、遺言を作る人もあまりいませんでした。戦後は、現行の共同相続制度が確立して、制度上は遺産承継の遺言がないと、法定相続となり、全相続人が必ず遺産分割協議をしなければならず、協議がまとまらなければ、裁判所で決めるという建前となりました。

一方で、個人の財産の蓄積や核家族化が進み、個人の独立感情も強まって、それぞれの家族ごとに居住不動産を保有したいとの願望があり、加えて、個人の権利意識の高揚も進み、遺産承継の遺言がないと、法定相続、つまり、共同相続となり、遺産分割協議がうまくまとまらず、遺産をめぐる争いが生じやすくなりました。

このようななかで、遺言をしておけば、配偶者や子らの実情に即して法律の定めと異なる遺産分割の方法を指定することができ、遺産分割協議をしなくてすみ、また、遺言者の意思も尊重され、紛争が予防されるということが理解され、遺言に対する認識も次第に深まり、その結果、遺言が急増してきたものと思われまます。そこで、今回は、遺言の必要性について考えたいと思います。

2. 遺言をするわけ

改めて遺言をするわけを考えてみますと、おおよそ次の4点が考えられます。この4点がすべての事案に当てはまるわけではないと思いますが、1つ2つは当てはまるのではないのでしょうか。

(1) 遺産争いを防げる

個人が抱えている家庭事情は種々あります。例えば、同居してい

る長男に家を残したい、そして年老いた妻の面倒をみて欲しいとの思いがあっても、子供の相続権は平等なので、遺言がなければ長男が自宅を相続できないかもしれません。

あるいは、子供のいない夫婦で、妻に全財産をあげたいと思っても、両親は既に他界し、夫に兄弟がいる場合、妻が自宅や預貯金の相続手続をするには、夫の兄弟の同意書や印鑑証明書をもたらさなければなりません。

一人でも協力しなければ分割協議は成立しません。相続をめぐって兄弟関係を悪化させたり、夫の兄弟との間でトラブルを生じさせないようにするためにも、遺言の作成は必要です。

実は、トラブルになりやすいのは、家があり預貯金が数百万円から1,000万円程度のごく普通の家庭です。財産のほとんどが不動産だと分割しにくく相続人全員の納得ができるような分け方ができないからです。皆さん工夫をして、遺言を書きますが、その際に「付言」を書くことをお勧めしています。「付言」とは耳新しい言葉ですが、争族を回避するため、「家族へ託す最後の手紙」という位置づけで、遺言書本文に遺言者の心情を追加記述することをいいます。「なぜこのような不公平な遺産分割割合にしたのか、その理由など」、「祭祀者の指定」・「葬儀は簡素にして下さい」といった家族への最後の願いや想いを込めて、遺言書本文に追加記述することをいいます。

(2) 相続手続の負担を減らせる

一般に相続手続には3ヶ月から半年かかりますが、遺言書があれば手間を省けます。遺言書がないときは相続人全員で話し合いをし、被相続人の子供の時期からの戸籍簿本や相続人全員の印鑑証明書が必要で

(3) 家族の生活を守れる

もし、法律どおりに分けると同居者が家を追い出されるような場合は、自宅を相続するよう遺言をすれば同居者を守れます。家業を継いでいる個人事業主が相続人であるような場合は、銀行預金が凍結され、運転資金が使えない場合があります。たちまち資金繰りが苦しくなるでしょう。でも、遺言があれば預金凍結を防げます。

(4) 気がかりを解決できる

子供が海外に住んでいる、音信不通であるなど将来の相続手続に支障が出そうな場合は、その子以外に財産を相続させるよう遺言するなど、事前に対策がとれます。婚外子の認知や素行が悪い家族を相続人から廃除することもできます。特別にお世話になった人、自治体、福祉施設などに遺贈や寄付ができます。



【執筆者】袋井公証役場 公証人 名取 治二

袋井市新屋1-2-1

TEL : 0538-42-8412